

# 貸出し物品 利用規則

社会福祉法人京都市左京区社会福祉協議会

## （目 的）

第1条 この規則は、社会福祉法人京都市左京区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が、定款に基づいて、ボランティア・市民活動及び地域福祉活動を行う左京区内の団体や個人の活動を支援し、その用に供するため、区社協が所有する物品の貸出しに関して必要な事項を定める。

## （利用の対象）

第2条 区社協の貸出し物品を利用できる者は以下のとおりとする。

- （1）ボランティア活動、市民活動及び地域福祉活動等の公益活動を行う団体・個人。
- （2）（1）に該当する活動を今後行おうとしている、もしくは興味がある団体・個人。
- （3）社会福祉法またはNPO法に定められる事業を行う法人・施設等。
- （4）その他、区社協が必要と認める団体・個人。

2 前項に該当する団体・個人であっても、以下の要件に該当する場合は、区社協の貸出し物品を利用することができない。

- （1）利潤追求を主たる目的とする場合。
- （2）宗教活動を主たる目的とする場合。
- （3）特定の公職者（候補者を含む）または政党の推薦・支持・反対を目的とする場合。
- （4）暴力団またはその関係者。

## （貸出しし物品の種類）

第3条 区社協が所有する貸出し物品一覧は【別表1】のとおりとする。

## （貸出しし物品の利用）

第4条 設備および貸出しし物品の利用は“貸出し物品利用細則”のとおりとする。

## （貸出しし物品の持ち出し）

第5条 第3条に規定する物品の一部を区社協から持ち出すことができるものとする

- 2 持ち出す期間は、原則として1週間以内とする。ただし、事務局長が許可した場合、1ヶ月以内の期間、貸出しを延長することができる。

## （利用料）

第6条 貸出し物品の利用料金については無料とする。

(利用の例外)

第7条 区社協の管理運営や業務の都合上、前条の規定や申込書の提出・予約の有無に関わらず、利用をお断りする場合がある。

(利用条件・遵守事項)

第8条 貸出し物品を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間・貸出し期間を厳守すること。
- (2) 利用した物品を現状に回復し、清掃のうえ、区社協に終了報告すること。
- (3) 物品が故障、破損、停止および消耗品切れ等不都合が生じた場合は、速やかに区社協に報告すること。

(付 則)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は京都市左京区社会福祉協議会会長がこれを定める。

- 2 この規則は、平成20年4月1日より施行する。  
この規則は、一部令和6年1月より改正。

【別表1】

貸 出 し 物 品 一 覧

区社協の備品は以下の表のとおりとする。

令和5年12月末日現在

備品名	付属品等	備考
車いす		9台(うち介助用1台)
★印刷機(輪転機)		★事務所内で使用
★紙折機		★事務所内で使用
プロジェクター	電源コード、VGA ケーブル	PC 側の環境により使用できない場合があります
スクリーン(大)		H1050mm × W1750mm
スクリーン(小)		H990mm × W1760mm(内寸)
ワイヤレスアンプ	マイク3本(うち、ワイヤレス2本)	貸出し時、電池の確認
小型点字器		46 セット
缶バッチ製造機		

【 参 考 】 その他、区社協所有備品 一覧

備品名	備考

# 貸出し物品 利用細則

社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会

〔貸出し物品の利用について〕

## ■申し込み・受付

- ① <期間> 貸出し物品の使用申込みは、利用日の3ヶ月前の同日（休所日の場合はその翌日）から当日まで、窓口において「機材・物品使用申請書」の提出により先着順で受付することとする。
- ② <方法> 使用しようとする者は、事前に「機材・物品使用申請書」を提出する。
- ③ <予約> 電話、FAXまたはEメールにより使用予約することもできるものとする。
- ④ <受付時間> 区社協の開所時間内（平日8:30～17:15）とする。

## ■利用期間

- ① 原則として利用規則第5条第2項に定める期間とする。
- ② <利用の延長> 1週間以上の貸出し期間の延長（～1ヶ月）については、「機材・物品使用申請書」を再提出し、区社協事務局長が認めた場合に限る。

## ■貸出し・返却

- ① <返却> 使用後は「機材・物品使用報告書」に必要事項を記入し、速やかに区社協に返却することとする。
- ② <報告> 利用期間中に貸出し物品を破損・故障した場合は、速やかに区社協まで報告しなければならない。
- ③ <報告> 貸出し物品の異常に気づかれた場合は、速やかに区社協まで報告しなければならない。

## ■利用に当たっての注意事項

- ① 貸出し物品の破損・故障が生じた場合、その修理・弁償において利用者の責任を問う場合がある。